



# 島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第46号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	3
島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則	（特別支援教育課）	6

### 【教委訓令】

島根県教育庁等組織規則施行規程の一部改正	（教育庁総務課）	6
職員の勤務時間に関する規程の一部改正	（ 〃 ）	6
島根県教育委員会公文書管理規程の一部改正	（ 〃 ）	7
島根県教育庁等公印規程の一部改正	（ 〃 ）	7

### 【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	（教育庁総務課）	8
島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正	（ 〃 ）	9

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

**島根県教育委員会規則第 8 号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の部中

「

6 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると県教育委員会が認める学歴免許等の資格
----------	---

を

「

6 大学 4 卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると県教育委員会が認める学歴免許等の資格
----------	---

に改める。

」

別表第 7 備考 4 中「又は歯学に関する課程」を「、歯学又は獣医学に関する課程（獣医学に関する課程にあつては、当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が 6 年であるものに限る。）」に改める。

別表第 9 の 4 中「同 第三中学校」を「同 第三中学校  
同 斐川西中学校」に改める。

別表第 9 の 5 中「同 意東小学校」を削り、「雲南市立加茂小学校」を「雲南市立大東小学校  
同 加茂小学校」に改め、「大田市

立久手小学校」及び「同 斐川西中学校」を削り、「大田市立第二中学校」を「大田市立第二中学校  
同 大田西中学校」に改める。

別表第 10 中「浜田市立市木小学校」を「浜田市立弥栄小学校」に、「雲南市立温泉小学校」を「雲南市立吉田小学校」  
同 弥栄小学校」同 吉田小学校」

に、「同 和田小学校」を「同 今市小学校」に改め、「同 美濃小学校」を削る。

別表第 10 の 2 中「浜田市立今市小学校」を削る。

別表第 10 の 3 中「雲南市立久野小学校」を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の 1 の部の改正規定及び別表第 7 の改正規定は、公布の日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の

給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

### 島根県教育委員会規則第9号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

高校教育課	高校教育振興グループ、企画人事グループ、高等学校指導グループ、学力向上・キャリア教育推進スタッフ、県立学校情報化推進スタッフ
特別支援教育課	企画グループ、指導スタッフ
義務教育課	義務教育振興グループ、企画人事グループ、学力向上推進グループ、心の教育推進グループ

」

を

「

学校企画課	管理運営グループ、企画人事スタッフ、人材育成スタッフ、県立学校情報化推進スタッフ
教育指導課	教育振興グループ、学力育成スタッフ、キャリア教育推進スタッフ、心の教育推進グループ
特別支援教育課	企画グループ、指導スタッフ

」

に改め、同表文化財課の項中「文化財グループ」を「文化財スタッフ」に改め、同条第2項の表高校教育課の項中「高校教育課」を「学校企画課」に改め、同表義務教育課の項中「義務教育課」を「教育指導課」に改める。

第7条の表総務課の項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、同表高校教育課の項を次のように改める。

学校企画課

- (1) 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の任免等に関すること。
- (2) 県立学校の教育職員の服務に関すること。
- (3) 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の定数に関すること。
- (4) 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (5) 県立学校の教育職員及び県費負担教職員の評価制度に関すること。
- (6) 教育職員の免許状及び更新講習に関すること。
- (7) 教育職員の免許法認定講習に関すること。
- (8) 公立の専修学校及び各種学校、市町村立小中学校（以下「小中学校」という。）並びに市町村立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置、廃止等に関すること。
- (9) 県立高等学校（以下「高等学校」という。）及び小中学校の管理及び運営に関すること。
- (10) 高等学校の生徒の修学奨励、小中学校の児童及び生徒の就学奨励補助並びに幼稚園の幼児の就園奨励補助に関すること。

ること。

- (1) 高等学校の水産練習船に関すること。
- (12) 高等学校等奨学事業に関すること。
- (13) 県立学校の情報化推進に関すること。
- (14) 県立学校の再編成に関すること（県立学校改革推進室）。
- (15) 高等学校の通学区域の指定に関すること（県立学校改革推進室）。
- (16) 県立学校改革の企画に関すること（県立学校改革推進室）。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、高等学校及び小中学校に係る管理並びに県立学校及び小中学校に係る人事に関すること。

第7条の表特別支援教育課の項第5号中「就学指導」を「教育支援」に改め、同項の前に次の1項を加える。

教育指導課

- (1) 高等学校の教育に係る指導並びに小中学校及び幼稚園の教育に係る指導及び助言に関すること。
- (2) 高等学校及び小中学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 高等学校及び小中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (4) 高等学校の教育職員及び県費負担教職員の研修に関すること。
- (5) 公立高等学校の入学者選抜に関すること。
- (6) 高等学校の生徒並びに小中学校の児童及び生徒の学力の育成に関すること。
- (7) キャリア教育の推進に関すること。
- (8) 心の教育の推進に関すること。
- (9) 幼児期における養育及び教育環境の支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 教育センターに関すること。
- (11) 県立学校及び小中学校の生徒指導に関すること（子ども安全支援室）。
- (12) 県立学校及び小中学校の学校安全に関すること（子ども安全支援室）。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、高等学校及び小中学校に係る教育指導に関すること。

第7条の表義務教育課の項を削る。

第9条第1項の表中「高校教育課及び義務教育課」を「学校企画課及び教育指導課」に改める。

第14条の5第1項の表調査第一課の項中「県事業調査係、国事業調査第一係」を「調査第一係」に改め、同表調査第二課の項中「国事業調査第二係、国事業調査第三係」を「調査第二係、調査第三係」に改め、同表調査第三課の項を次のように改める。

調査第三課	調査第四係
-------	-------

第22条第2項を削る。

第22条の2を削る。

第26条の3を次のように改める。

（内部組織）

**第26条の3** 古代出雲歴史博物館に、内部組織として、次の表の左欄に掲げる部を置き、部にそれぞれ当該右欄に掲げる担当又は課を置く。

部	担当又は課
総務部	総務担当
学芸部	学芸企画課、学芸情報課、交流・普及課

第29条中「課及びスタッフ」を「課、スタッフ及び係」に改める。

第30条第1項の表中

教育機関の課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
--------	----	-------------------------------

を

教育機関の部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教育機関の課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教育機関の係	係長	上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改め、同条第2項の表以外の部分中「機関及び」を削り、同項の表を次のように改める。

支所	職	職務
教育センター浜田教育センター	センター長	所長を補佐し、所長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第31条第1項の表中

島根県産業教育審議会	産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高校教育課
島根県教育課程審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育課程に関し必要な事項を調査審議し、及び教育課程についての教育委員会に対する建議に関する事務	義務教育課
教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条の規定による教科用図書の採択に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関する事務	

を

島根県産業教育審議会	産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第12条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	教育指導課
島根県教育課程審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育課程に関し必要な事項を調査審議し、及び教育課程についての教育委員会に対する建議に関する事務	教育指導課
教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条の規定による教科用図書の採択に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関する事務	教育指導課
島根県生徒指導審議会	教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関する必要な事項の調査審議に関する事務	教育指導課

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

#### 島根県教育委員会規則第10号

島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

島根県就学指導委員会規則（昭和49年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県教育支援委員会規則

第 1 条中「就学に関し、市町村教育委員会及び県立特別支援学校長に対する専門的事項についての指導助言」を「早期からの教育相談・支援、就学支援並びに就学後の適切な教育及び必要な教育的支援の充実を図るため、」に、「島根県就学指導委員会」を「島根県教育支援委員会」に改める。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 早期からの教育相談・支援に関する指導助言

第 2 条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 就学先について、本人及び保護者と市町村教育委員会、学校等との間で意見が一致しない場合の指導助言

(3) 就学後の適切な教育及び必要な教育的支援に関する指導助言

第 4 条第 1 項中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第 5 条第 1 項中「若干名」を「若干人」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

#### 島根県教育委員会訓令第 1 号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関

島根県教育庁等組織規則施行規程（昭和43年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月 28 日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

第 2 条中「グループ」を「課及び各スタッフ」に改める。

第 3 条中「各グループ」を「各課及び各係」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成26年 3 月 28 日から施行する。

#### 島根県教育委員会訓令第 2 号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター

教 育 機 関  
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

第1条ただし書中「おく」を「置く」に改める。

別表高校教育課の項中「高校教育課」を「学校企画課」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**島根県教育委員会訓令第3号**

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

島根県教育委員会公文書管理規程（平成23年島根県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

第9条中「起案文書のうち」の次に「、島根県規程第12条第3項に規定する紙起案によるものは」を加える。

別表第1中

「

高校教育課	島教高
特別支援教育課	島教特
義務教育課	島教義

」

を

「

学校企画課	島教企
教育指導課	島教指
特別支援教育課	島教特

」

に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**島根県教育委員会訓令第4号**

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター

島根県教育庁等公印規程（平成23年島根県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月28日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

第11条に次のただし書を加える。

ただし、島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第13条第2項に規定する場合には、当該使用簿への記入を要しないものとする。

第13条中「（平成元年島根県訓令第4号）」を削る。

別表第2第5号中「島根県立高等学校授業料減免取扱規則」を「島根県立高等学校授業料等減免取扱規則」に、「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に改め、同表中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づく高等学校等就学支援金に係る受給資格認定通知書及び支給決定（支給予定）通知書

別表第2に次の2号を加える。

(9) 県立学校の非常勤教育職員（講師）取扱要領（平成22年4月1日付け島教高第158号）に基づく辞令書

(10) 県費負担教職員のうち非常勤の講師に係る取扱要領について（平成13年4月1日付け島教義第751号）、島根県初任者研修に係る派遣職員要綱（平成元年3月22日付け島教学第859号）、妊娠女子教員の体育実技の負担軽減措置に係る派遣職員要綱（平成6年6月15日付け島教学第140号）及び特別非常勤講師配置に係る派遣職員要綱（平成13年4月1日付け島教義第740号）に基づく辞令書

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 教 育 長 訓 令

### 島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月28日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

第8条第1項中「第30条第1項に規定する課長」の次に「及び部長」を加え、「及び部長並びに」を「並びに」に改め、同条第2項中「の表及び同規則第22条の2の表に掲げる」を「に規定する係長及び組織規則第30条第1項に規定する」に改める。

第12条の表中

「

東部社会教育研修センター所長 西部社会教育研修センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務課長
---	--------



を

「

東部社会教育研修センター所長 西部社会教育研修センター所長 青少年の家所長 少年自然の家所長	1 総務課長
古代出雲歴史博物館長	1 当該事務を掌理する部長

に改める。

別表第1の8の項中「振替え又は半日」を「振替又は4時間の」に改め、同表の15の項中「ただし、」を削る。

別表第2中

「

高校教育課	高等学校入学選抜学力検査に関する事務	1 高等学校入学選抜学力検査の基本方針を決定すること。
義務教育課	教員等の選考に関する事務	1 公立学校教員採用候補者選考試験の実施計画及び昇任候補者を決定すること。 2 義務教育諸学校の校長及び教頭昇任候補者選考試験の実施計画及び昇任候補者を決定すること。

を

「

学校企画課	教員等の選考に関する事務	1 公立学校教員採用候補者選考試験の実施計画及び昇任候補者を決定すること。 2 義務教育諸学校の校長及び教頭昇任候補者選考試験の実施計画及び昇任候補者を決定すること。
教育指導課	高等学校入学選抜学力検査に関する事務	1 高等学校入学選抜学力検査の基本方針を決定すること。

に改める。

別表第3第12号中「以下この条」を「次号及び第14号」に改める。

別表第5第3号中「指定、振替え若しくは半日」を「指定し、週休日の振替若しくは4時間の」に改める。

## 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

島根県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

---

島根県教育委員会職員被服等貸与規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3月28日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

第4条第3項中「すでに」を「既に」に改める。

別表1の表水産練習船神海丸に乗り組む技術職員の項中「高校教育課長」を「学校企画課長」に改め、別表2の表養護教諭、養護助教諭、理科及び家庭科実習担当教員の項中「高校教育課長」を「学校企画課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。